

第 4 次福岡市子ども総合計画

(案)

平成〇年〇月

福岡市

目 次

第1章 計画総論

1	計画策定の趣旨等	1
2	計画策定の背景	1
	(1) 国の動き		
	(2) 福岡市の動き		
3	前計画「新・福岡市子ども総合計画」の評価	2
4	子ども・若者を取り巻く状況	3
	(1) 少子化の状況		
	(2) 人口・世帯の状況		
	(3) 子育てに関する状況		
5	計画の位置づけ等	9
	(1) 計画の位置づけ		
	(2) 計画期間		
	(3) 計画の対象		
6	計画の基本理念等	10
	(1) 基本理念		
	(2) 基本的視点		
	(3) 総合的な成果指標		
	(4) 基本目標		
7	計画の推進	13
	(1) 計画の推進体制		
	(2) 実施状況の点検・評価		

第2章 計画各論

目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

1	子どもに関する相談・支援体制の充実	20
	(1) こども総合相談センターの充実	
	(2) 区役所・地域、学校における相談・支援体制の充実	
	(3) 子ども家庭支援センターの充実	
	(4) 被害に遭った子どもの支援	
2	児童虐待防止対策	21
	(1) 未然防止	
	(2) 早期発見・早期対応	
	(3) 再発防止	
	(4) 関係機関などとの連携による支援	
	(5) 重篤事例の検証	
3	社会的養護体制の充実	23
	(1) 里親等委託（家庭養護）の推進	
	(2) 施設機能の強化	
	(3) 家庭支援機能などの充実	
	(4) 自立支援策の充実	
	(5) 人材の育成	
	(6) 子どもの権利擁護の推進	
4	障がい児支援	24
	(1) 早期発見・早期支援	
	(2) 療育・支援体制の充実強化	
	(3) 発達障がい児の支援	
5	子ども・若者の支援	26
	(1) 思春期の保健・健康教育の充実	
	(2) いじめの未然防止、不登校の子どもへの支援	
	(3) ひきこもりの子ども・若者への支援	
	(4) 子ども・若者の自立支援	
6	子どもの貧困問題への対応	28
7	子どもの権利の啓発	29
8	子どもの社会参加の促進	29

目標2 安心して生み育てられる環境づくり

1	幼児教育・保育の充実	35
	(1) 教育・保育の提供体制の確保	
	(2) 保育士などの人材確保	
	(3) 多様な保育サービスの充実	
	(4) 教育・保育の質の向上	
	(5) 教育・保育における連携推進	
2	母と子の心と体の健康づくり	37
	(1) 健康づくりの推進	
	①健康診査・指導、予防接種の推進	
	②情報提供や相談事業の充実	
	③妊産婦などの支援の充実	
	④学校などにおける健康づくり	
	(2) 小児医療の充実	
	(3) 食育の推進	
	(4) 不妊などに悩む人への相談体制と支援	
3	ひとり親家庭への支援	39
	(1) 相談・支援体制の充実	
	(2) 子育てや生活支援	
	(3) 就業支援	
	(4) 経済的支援	
	(5) 養育費の確保	
4	子育て家庭への経済的な支援	41
5	仕事と子育ての両立に向けた環境づくり	41
	(1) 男女が共同で子育てを行う意識の醸成	
	(2) 企業における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	
	(3) 社会全体での子育て支援	
6	子育てを支援する住まいづくり・まちづくり	42
7	子どもや子育て支援に関する情報提供	43

目標3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり

- 1 地域全体で子どもを育む環境づくり …… 49
 - (1) 子育て支援のネットワークづくり
 - (2) 地域における人材の育成と大学、企業、NPOなどとの連携
- 2 子どもの健やかな成長を支える取組 …… 50
 - (1) 豊かな心を育む取組の推進
 - (2) 家庭の子育て力の向上
 - (3) 放課後などの活動の場づくり
- 3 子どもの遊びや活動の場づくり …… 51
 - (1) 乳幼児親子の遊びや交流の場づくり
 - (2) 公民館や学校施設などを活用した遊びや活動の場づくり
 - (3) 外遊びの場づくり
 - (4) 子どもの視点での活動の場づくり
- 4 子ども・若者の自己形成支援 …… 53
 - (1) さまざまな体験機会の充実
 - ①国際交流活動の推進
 - ②文化芸術活動の推進
 - ③科学の体験学習の推進
 - ④自然体験活動の推進
 - ⑤スポーツ活動の推進
 - ⑥読書活動の推進
 - ⑦多様な体験活動の推進
- 5 子ども・若者の社会的自立に向けた取組 …… 56
 - (1) 主体性の醸成と職業観の育成
 - (2) 大人としての自覚の醸成
 - (3) 就労支援
- 6 子ども・若者の安全を守る取組と非行防止 …… 57
 - (1) 交通安全対策の推進と災害などへの対応
 - (2) 子どもの安全を守る取組の充実
 - (3) 非行防止
 - (4) 有害環境などへの対応

目標2別表 教育・保育の量の見込み及び確保方策の提供区域別一覧 …… 59

参考資料

- 1 前計画「新・福岡市子ども計画」の取組状況
- 2 子ども・子育てに関する基礎データ
- 3 子ども・子育てに関する調査結果（抜粋）

※ 参考資料は、今後適宜追加

第1章 計画総論

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化、都市化、核家族化の進行や共働き家庭の増加など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。そうした中、子どもたちが健やかに成長していくためには、子どもや子育て家庭を社会全体で見守り、支援していくことが、これまで以上に重要になってきました。

この「第4次福岡市子ども総合計画」は、子どもや子育てをめぐるさまざまな課題を踏まえ、より市民のニーズに即した子ども施策を総合的・計画的に推進するため、策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 国の動き

【子どもの権利に関すること】

- 1994（平成6）年4月、すべての子どもの人権の尊重と確保を目的とする「児童の権利に関する条約」を批准しました。
- 2000（平成12）年5月、児童虐待の禁止、虐待を受けた児童の保護、自立の支援などのため、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。
- また、2013（平成25）年6月、いじめの防止等の対策を総合的・効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」が制定されました。
- 同じく2013（平成25）年6月、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。2014（平成26）年8月には、同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が定められました。

【少子化対策、子ども・子育て支援に関すること】

- 2003（平成15）年7月、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の形成に向けて、地方公共団体や事業主における集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。同法は、2014（平成26）年4月の改正により、2024（平成36）年度まで延長されています。
- 2003（平成15）年7月、少子化に対処するための施策を総合的に推進するため、「少子化社会対策基本法」が制定されました。2010（平成22）年1月には、同法に基づく新たな大綱として「子ども・子育てビジョン」が定められました。
- また、2013（平成25）年6月には、国の少子化社会対策会議で「少子化危機突破のための緊急対策」が決定されました。
- そして、2012（平成24年）8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする“子ども・子育て関連3法”が制定されました。同法に基づき、2015（平成27）年4月から、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子育て支援の充実を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

【子ども・若者育成支援に関すること】

- ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる状況が大変厳しい中、子ども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、2009（平成 21）年 7 月、「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。また、2010（平成 22）年 7 月には、同法に基づく大綱（子ども・若者育成支援推進大綱）として「子ども・若者ビジョン」が定められました。

(2) 福岡市の動き

- 2000（平成 12）年 1 月、保健福祉、健全育成、教育など子どもに関わる行政施策を総合的に体系づけた「福岡市子ども総合計画」を策定しました。また、同年 4 月、市民局に子ども部を創設、その後、2002（平成 14）年 4 月に学校教育を除く子ども行政を保健福祉局に統合・一元化しました。
- 「次世代育成支援対策推進法」の施行を受け、同法に基づく“地域行動計画”として位置づけるため、2005（平成 17）年 3 月、子ども総合計画の見直しを行い、「福岡市子ども総合計画（次世代育成応援地域行動計画）」（前期計画）を策定しました。また、同年 4 月、次代を担う子どもが将来に夢や希望を持って成長することができるよう、次世代育成支援に集中的に取り組むため、「こども未来局」を創設しました。
- 2010（平成 22）年 3 月、再度計画の見直しを行い、「新・福岡市子ども総合計画（次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を策定、子ども施策を総合的に推進してきました。
- 2015（平成 27）年 4 月から、この「第 4 次福岡市子ども総合計画」のもと、「子ども・子育て支援新制度」にも対応した施策を推進していきます。

3 前計画「新・福岡市子ども総合計画」の評価

- 「新・福岡市子ども総合計画」（計画期間：2010[平成 22]年度～2014[平成 26]年度）では、次の 4 つの計画目標を掲げ、すべての子どもと子育て家庭を支援する施策を集中的に展開するとともに、目標事業量と成果指標を設定し、進捗状況を毎年公表するなど、施策の計画的な推進に努めてきました。

【「新・福岡市子ども総合計画」の計画目標】

- 目標 1 子どもの権利を尊重する社会づくり
- 目標 2 地域における子育ての支援と健全育成の環境づくり
- 目標 3 子どもを健やかに育む学校教育の推進
- 目標 4 安心して生み育てられる環境づくり

- 児童虐待防止対策の推進や社会的養護体制の充実、保育所入所待機児童の解消、多様な保育サービスの充実、子どもの育成に関する施策の充実などに取り組み、目標事業量の約 9 割を達成しています。
- 福岡市の子育て環境満足度は、6 割を超えた水準で推移していますが、今後さらに、安心して子どもを生み育てられる環境づくりや、社会全体での子育ての支援、子どもの健やかな成長の支援に取り組んでいくことが必要です。

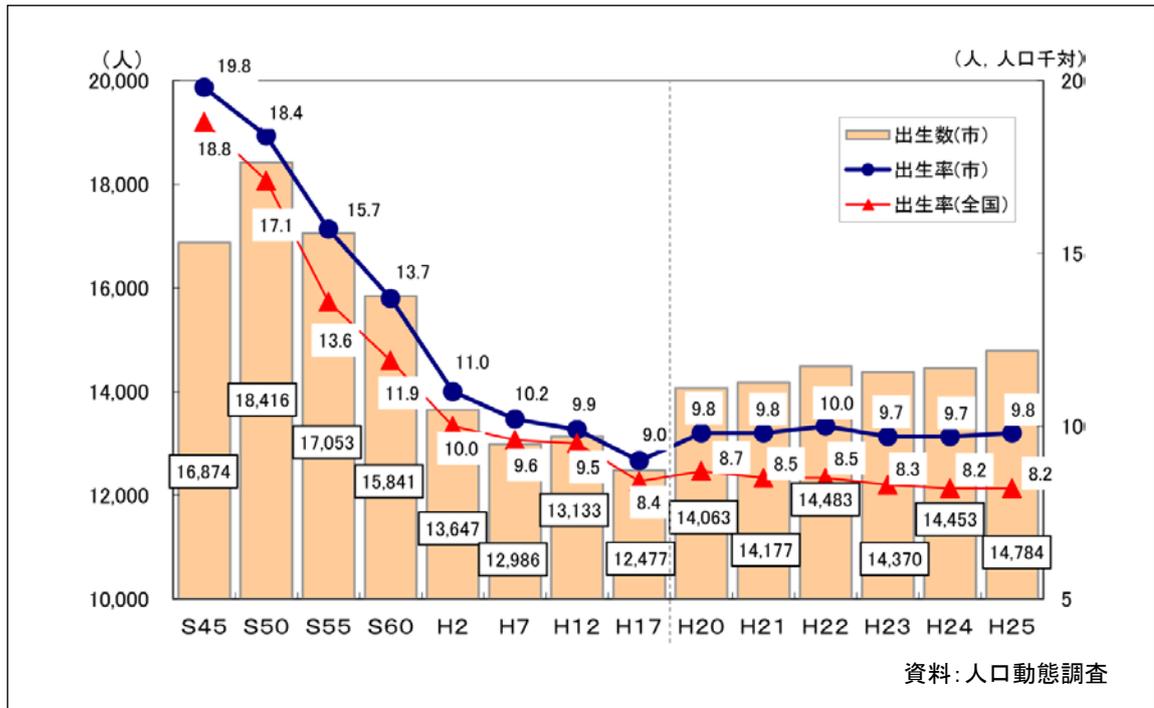
4 子ども・若者を取り巻く状況

(1) 少子化の状況

① 出生数と出生率の推移

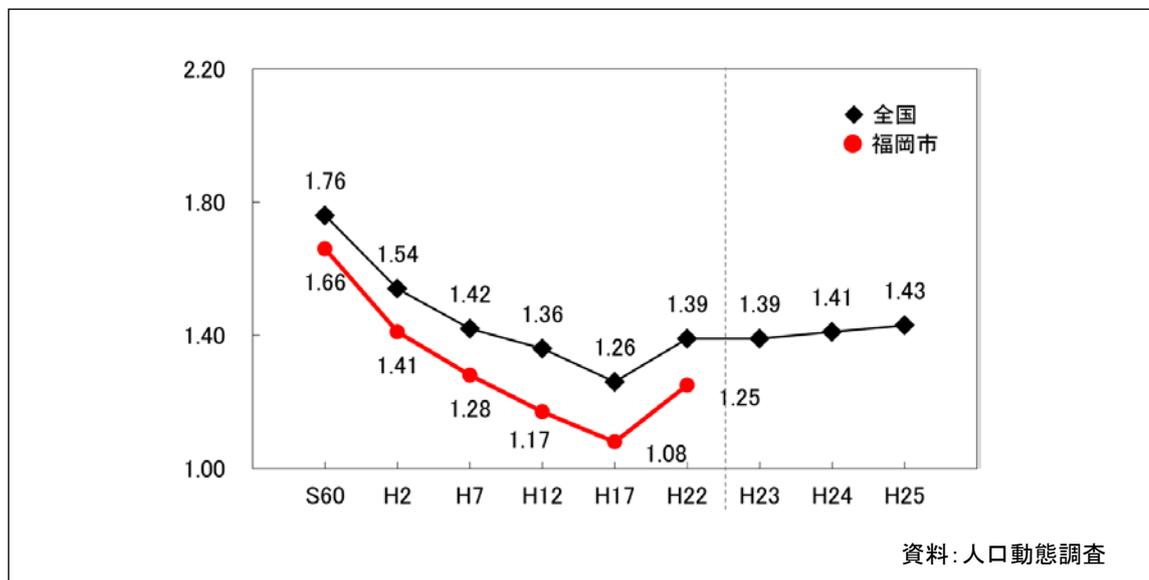
福岡市の出生数は、1990（平成2）年ごろからほぼ13,000人台の横ばいで推移してきましたが、直近の6年間は14,000人台で推移しています。

出生率（人口1,000人あたりの出生数）は全国と比較すると高い状況にあります。



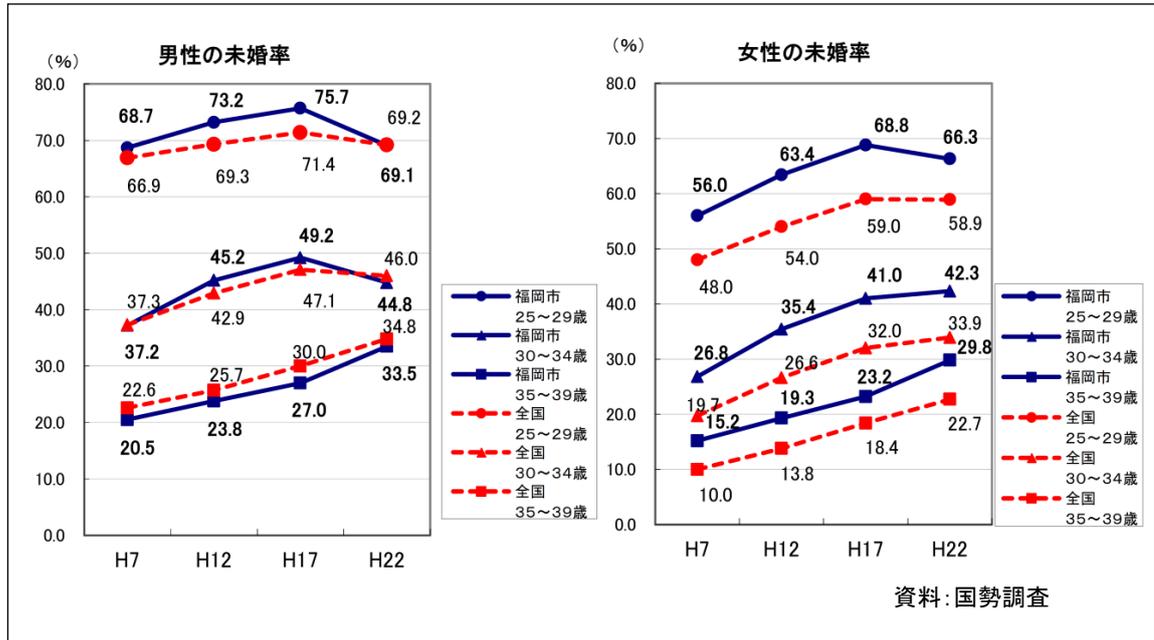
② 福岡市と全国の合計特殊出生率の推移

福岡市の合計特殊出生率は、2005（平成17）年に比べ2010（平成22）年は0.17ポイント上昇していますが、全国値と比較すると、1990（平成2）年以降0.13～0.19ポイント低い値で推移しています。福岡市は、若い未婚の女性が多いことなどから、合計特殊出生率は低くなっていると考えられます。



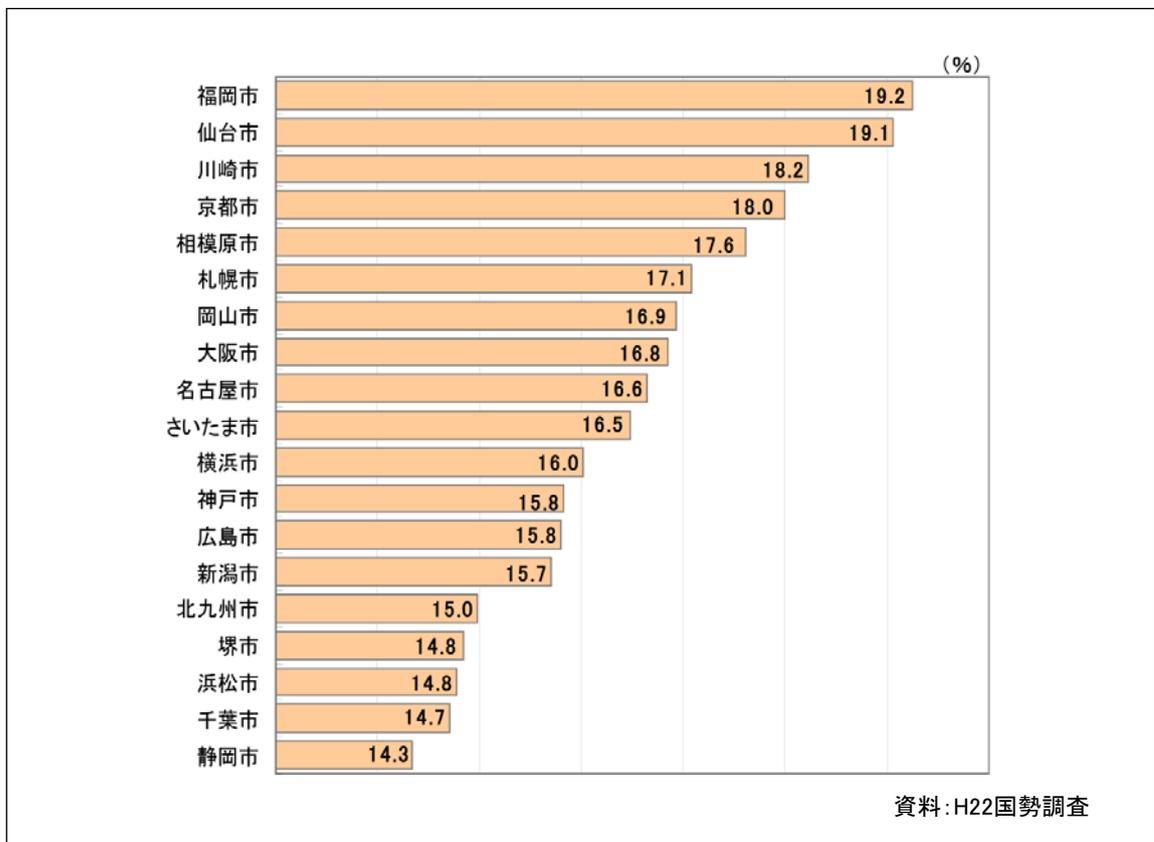
③ 福岡市の未婚率の推移

福岡市の未婚率は、全国と同様、男女ともに上昇傾向にあります。なお、女性は、全国平均より大幅に高い値となっています。



④ 政令指定都市の若者率

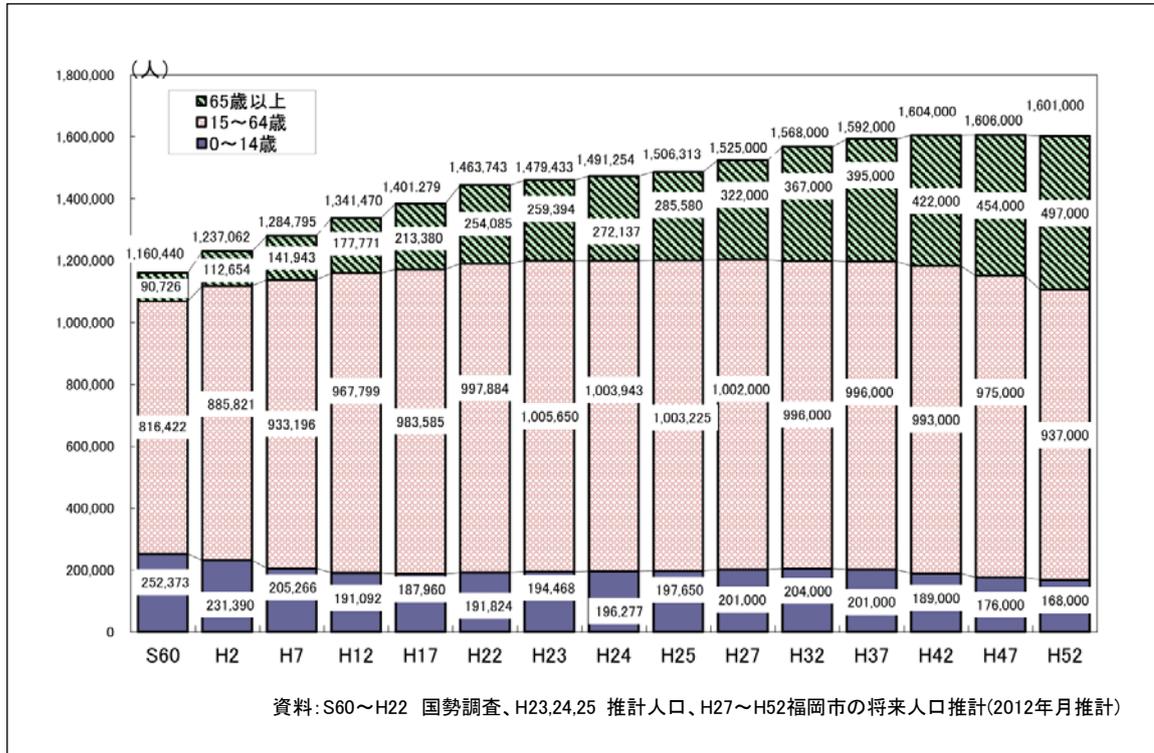
福岡市の若者率（15～29歳の人口÷総人口）は、19の政令指定都市中1位です。



(2) 人口・世帯の状況

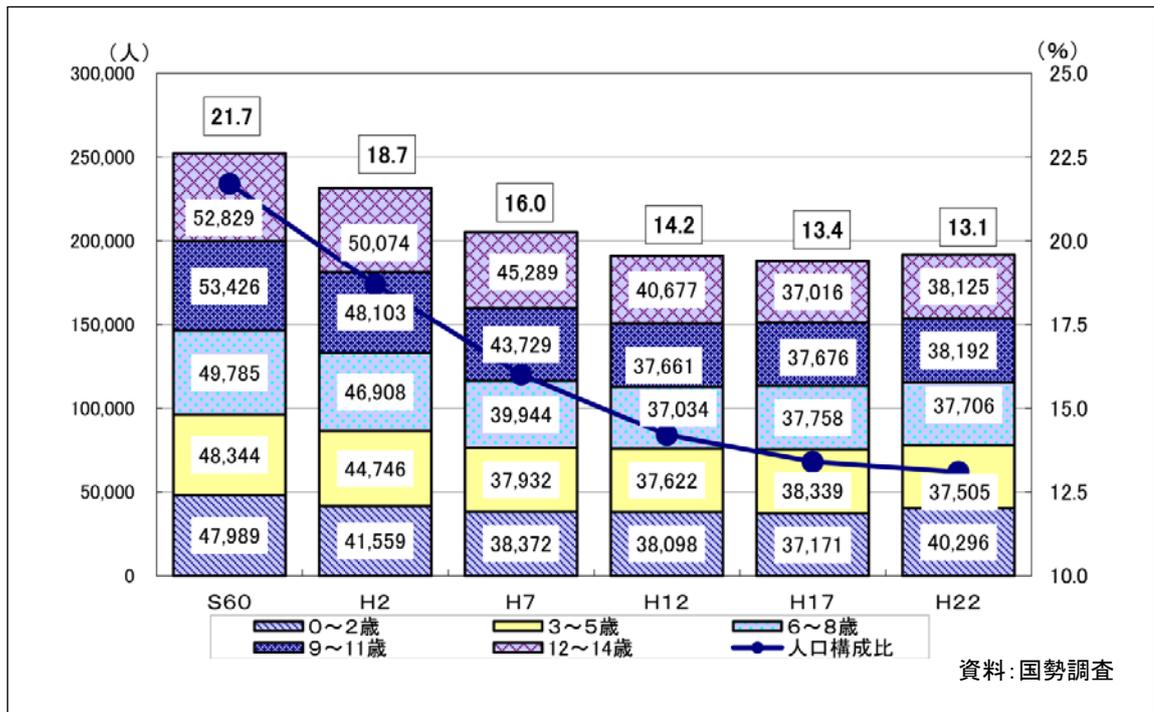
① 福岡市の人口と年齢構成の推移

福岡市の人口は増加傾向にあります。今後、2035（平成 47）年頃をピークに減少に向かうと予測されています。



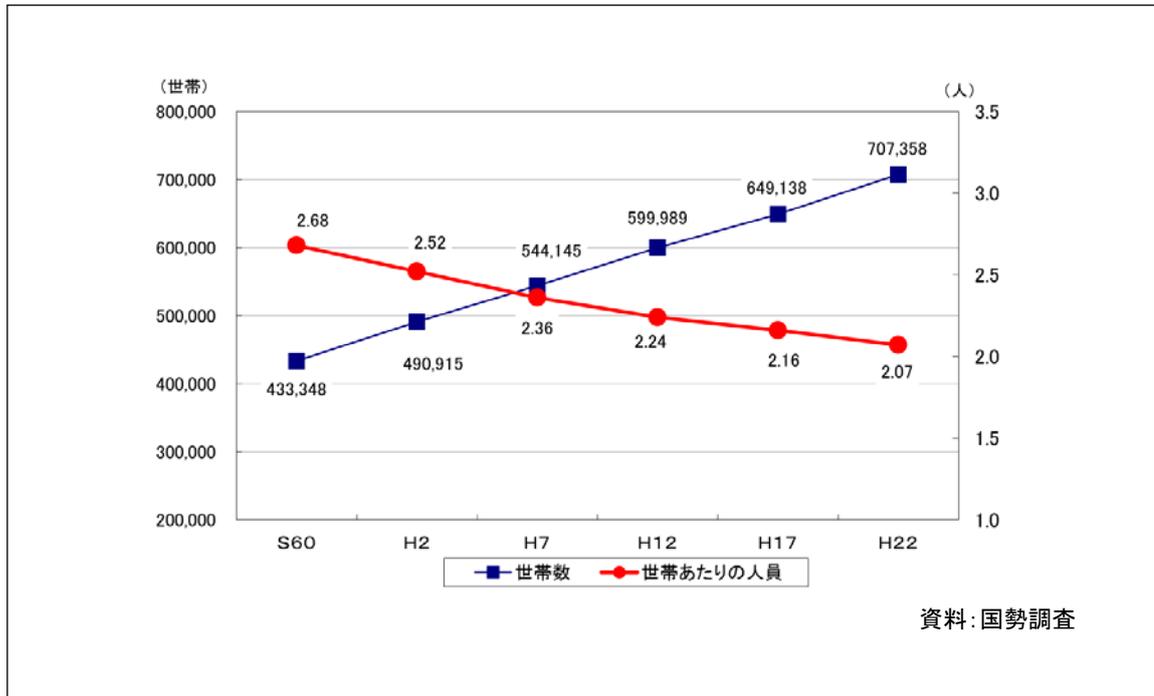
② 福岡市の15歳未満人口内訳と構成率の推移

全人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は、2005（平成 17）年まで減少の傾向が続き、以降は横ばいとなっています。



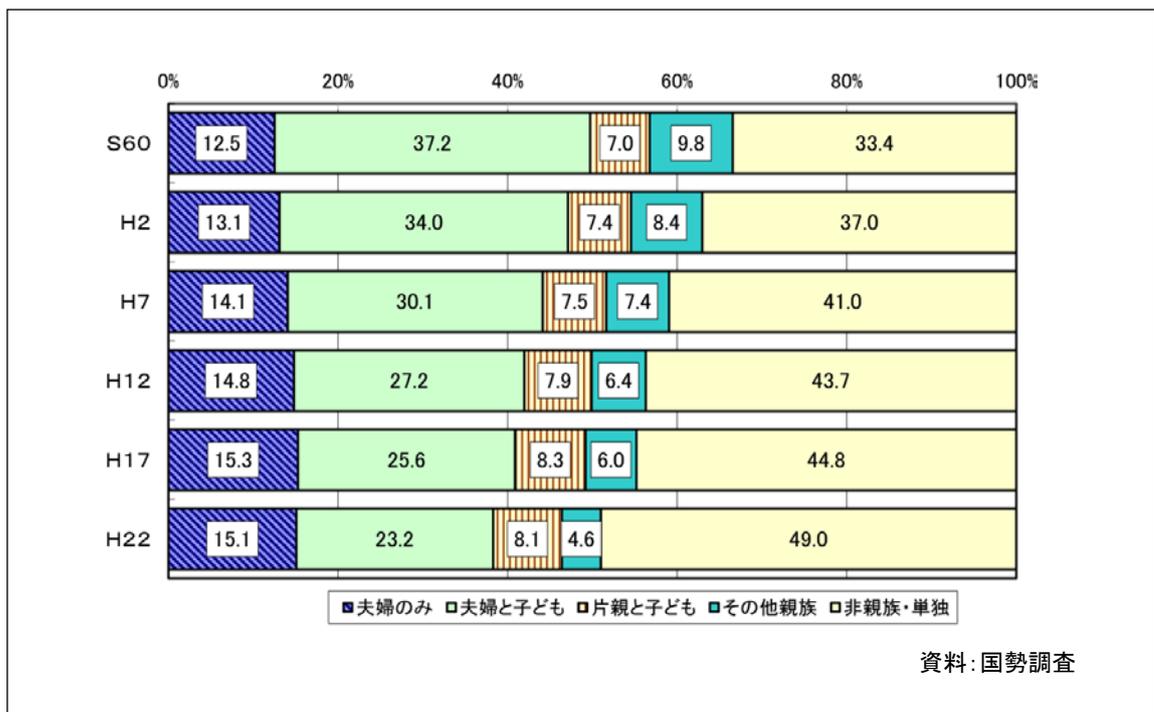
③ 福岡市の世帯数及び一世帯あたりの平均世帯人員の推移

福岡市の世帯数は増加傾向にあります。一方、一世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。



④ 福岡市の家族類型別一般世帯数割合

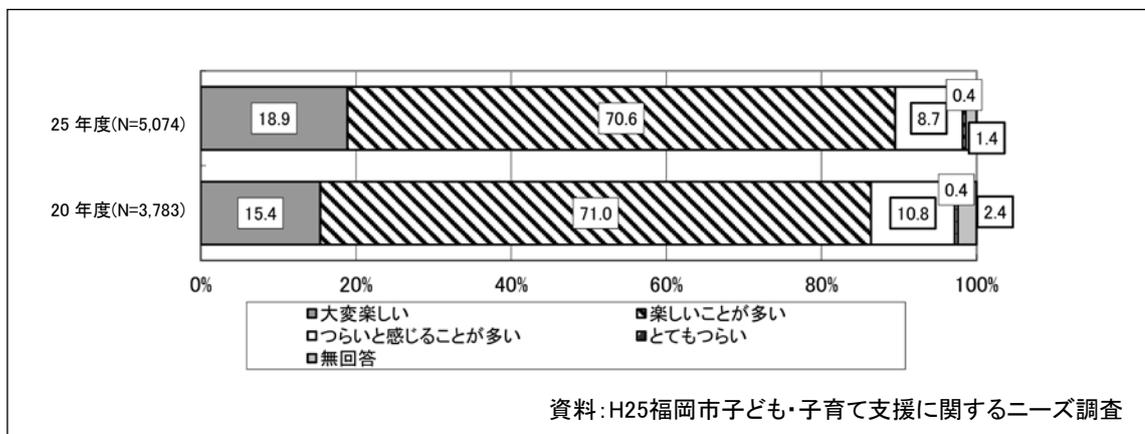
家族類型別の一般世帯数割合を見ると、夫婦と子ども世帯の割合が減少し、非親族・単独世帯が増加するなど、少人数の世帯の割合が増加しています。



(3) 子育てに関する状況

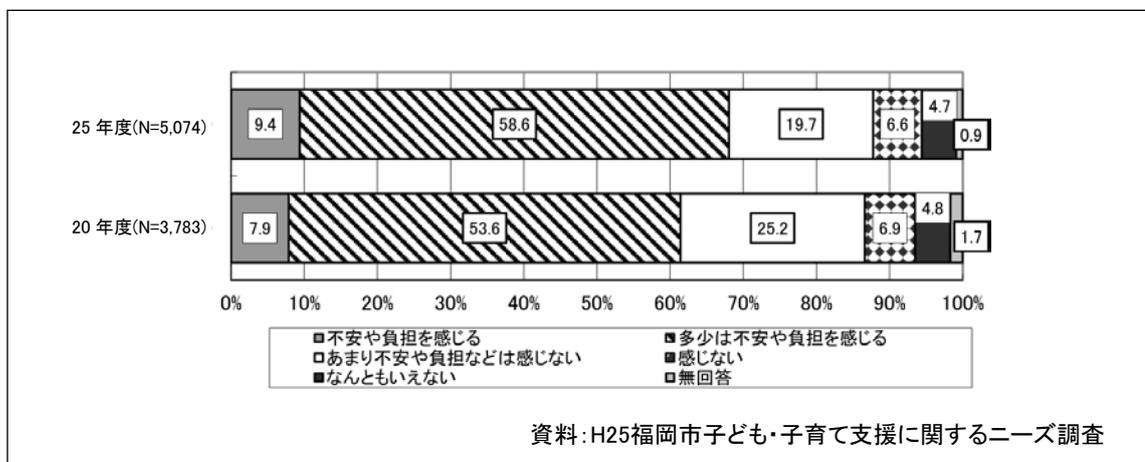
① 子育ての楽しさ（乳幼児の保護者）

子育てを楽しんでいると感じる人（「大変楽しい」と「楽しいことが多い」の合計）は全体の89.5%となっており、前回調査と比べ3.1ポイント増加しています。



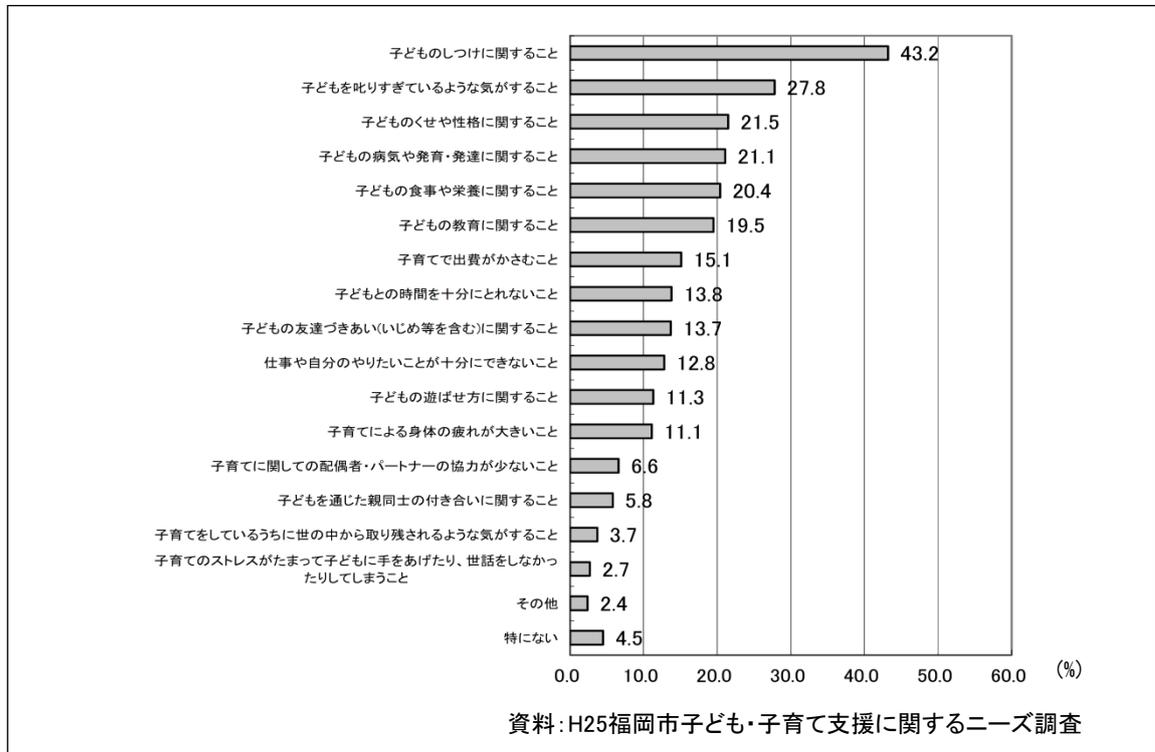
② 子育てへの不安・負担感（乳幼児の保護者）

子育てに不安や負担を感じる人（「不安や負担を感じる」と「多少は不安や負担を感じる」の合計）は全体の68.0%となっており、前回調査と比べ、6.5ポイント増加しています。



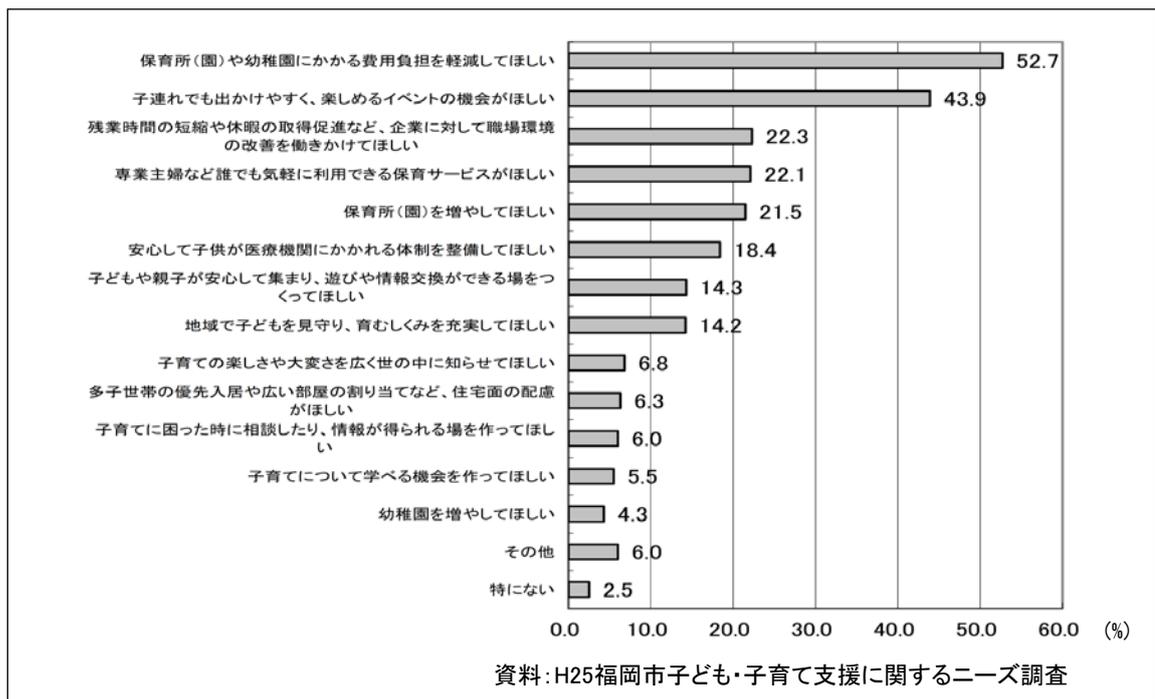
③ 子育ての悩み（乳幼児の保護者）

子育てに関して日常悩んでいること、気になることとしては、「子どものしつけに関すること」の割合が最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どものくせや性格に関する」「子どもの病気や発育・発達に関する」となっています。



④ 充実してほしい子育て支援（乳幼児の保護者）

子育て支援については、「保育所（園）や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」の割合が最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」「専業主婦など誰でも気軽に利用できる保育サービスがほしい」「保育所（園）を増やしてほしい」となっています。

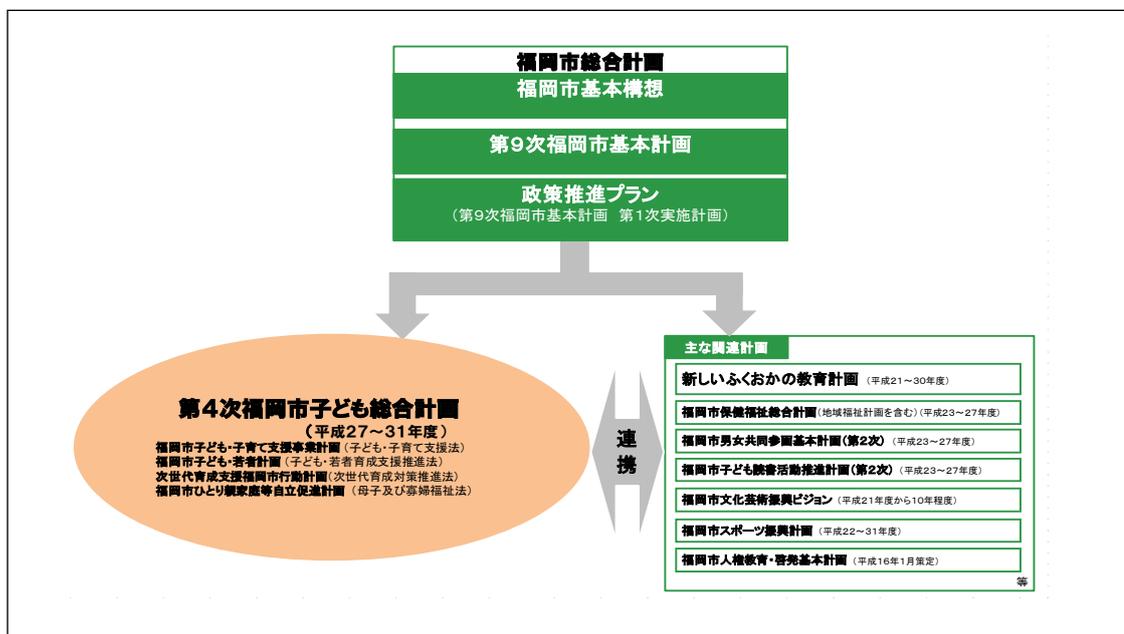


5 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

- この計画は、「福岡市総合計画」などの上位計画に即し、子どもに関する分野の基本的な計画として、施策の総合的・計画的な推進を図ります。
- この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「福岡市子ども・若者計画」、次世代育成対策推進法に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」として位置づけます。
- この計画の実施に当たっては、「新しいふくおかの教育計画」や「福岡市保健福祉総合計画」、その他関連計画との整合と連携を図ります。

図 「第4次福岡市子ども総合計画」の位置づけ（イメージ）



(2) 計画期間

2015（平成 27）年度から 2019（平成 31）年度まで

(3) 計画の対象

この計画は、すべての子ども・若者*1 と子育て家庭*2、市民、地域コミュニティ、事業者*3、行政など、すべての個人・団体を対象とします。

- *1) この計画では、「子ども」「若者」については、「子ども・若者育成支援推進大綱」で定める用語を用います。
 - ・子ども＝乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）、思春期（中学生からおおむね 18 歳まで）の者
 - ・若者＝思春期、青年期（おおむね 18 歳から 30 歳まで）の者
- *2) 子育て家庭＝子どもを育成し、または育成しようとする家庭
- *3) 事業者＝企業、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育などの教育・保育に関わる事業者、NPO 法人など

6 計画の基本理念等

(1) 基本理念

子どもが夢を描けるまちをめざして

子どもは、大人とともに社会を構成する一員であり、未来を創るかけがえのない存在です。

子ども一人ひとりが自分らしく健やかに成長できるよう、それぞれの個性や価値観を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えます。

また、子どもがさまざまな人との交流や体験を通して、豊かな人間性や社会性、主体性を身につけ、将来に夢を描き、チャレンジしながら、社会の一員として自立した大人へと成長できるまちをめざします。

～ めざすまちの姿 ～

- 一人ひとりの人権が尊重され、すべての子どもたちが、かけがえのない存在として、いきいきと輝き、健やかに成長しています。
- 子育てを支援するサービスが充実し、ゆとりある子育て環境が整う中、それぞれの家庭が、安心して子どもを生み育てています。
- 将来に夢や希望を描きながら、子どもや若者が、目標に向かってさまざまなことにチャレンジし、活躍しています。
- 地域では、隣近所の住民や、自治協議会をはじめとするコミュニティ、学校など、さまざまな人たちが、子どもや若者、子育て家庭を見守り、支えています。

子ども・若者は…

- ・自分が大切な存在であることを認識し、自尊感情や自己肯定感を育みながら、心豊かにたくましく成長しています。
- ・たくさんの人とのふれあいの中で、社会性や道徳性を育み、主体的に社会に参加しています。

子育て家庭は…

- ・保護者が、しっかり子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子どもが健やかに成長できる家庭を築いています。

事業者は…

- ・それぞれの分野で、子どもの健やかな成長に配慮し、支援しています。また、子どもを生み育てながら安心して働き続けることができる環境づくりを進めています。

行政は…

- ・すべての子どもと若者、子育て家庭を、きめ細かに支援しています。また、社会全体で子育てや子どもの健やかな成長を支え、支援する取組を推進しています。

(2) 基本的視点

■視点1 すべての子どもの人権の尊重

子どもが、心身ともに健やかに育ち、人間としての尊厳をもって自分らしく生きていくためには、子どもの最善の利益の確保、暴力からの保護、差別の禁止、意見の尊重などの国際的な原則にのっとり、その権利を保障する必要があります。子どもの個性や多様な価値観を理解し、一人ひとりの子どもの人権を尊重することが大切です。

■視点2 すべての子ども・子育て家庭の支援

一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つよう、すべての子ども、すべての子育て家庭に対して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが大切です。特に、児童虐待などの問題を抱える家庭や、子どもの養育が困難な家庭、ひとり親家庭、障がいのある子ども、不登校、ひきこもりなどの子どもなどに対しては、きめ細かに支援を行っていくことが重要です。

■視点3 地域力による家庭の子育て力の向上

核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育て家庭の孤立が深刻な問題となっており、多くの保護者が子育てに不安や負担を感じています。保護者が子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら親としても成長できるよう、地域のさまざまな人が関わることで、家庭の子育て力を向上させていくことが大切です。

■視点4 子ども・若者の健やかな成長

子ども・若者は、やがて大人へと成長し、次代の親となっていきます。子ども・若者が健やかに成長し、社会の一員として、自分の意思で責任を持って行動する自立した大人に成長できるよう、支援することが大切です。

■視点5 社会全体での支援

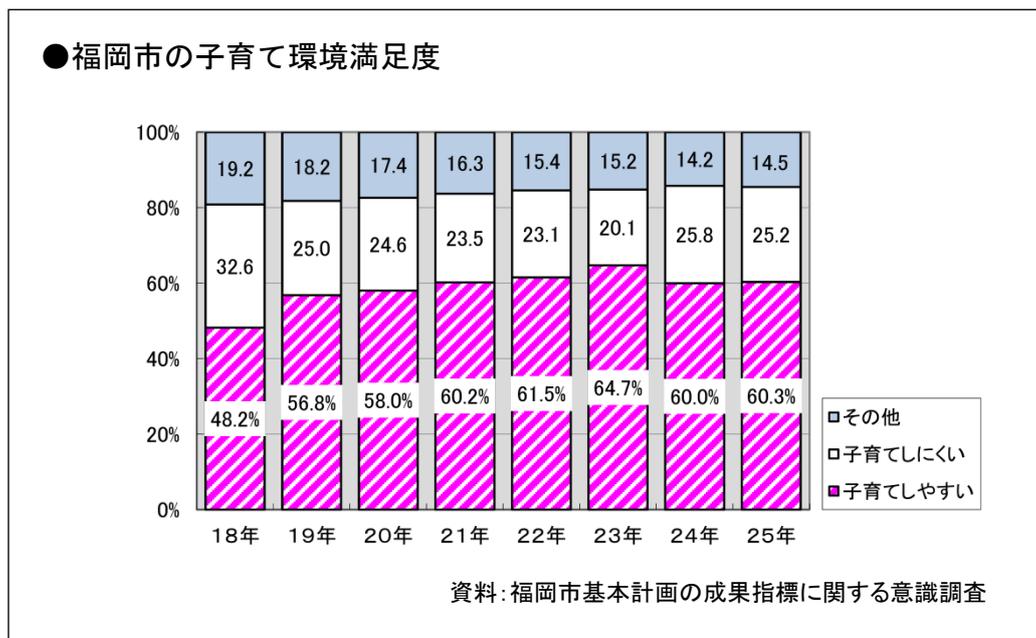
子どもや子育てをめぐるっては、多様な保育サービスの充実や働きやすい職場環境づくりなどが求められています。行政、市民、地域コミュニティ、事業者、学校、大学、NPOなど、さまざまな主体が共働して、それぞれの役割を果たしながら、課題の解決に取り組み、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくことが大切です。

(3) 総合的な成果指標

「福岡市の子育て環境満足度」

福岡市が子育てしやすいまちだと感じる、高校生以下の子を持つ保護者の割合

総合的な成果指標	現状値 (26年度末)	目標値 (31年度末)
福岡市の子育て環境満足度	60.3% (25年度)	70%



(4) 基本目標

次の3つを「基本目標」とし、子どもに関する施策を体系的に、また総合的・計画的に推進します。

- 目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり
- 目標2 安心して生み育てられる環境づくり
- 目標3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり

7 計画の推進

(1) 計画の推進体制

子どもに関わるすべての人がさまざまな形で連携し、子どもの視点に立った取組を社会全体で推進します。

●全市での推進

2013（平成25）年9月、子ども・子育て支援法の施行などを踏まえ、児童福祉をはじめとする子ども施策を総合的に推進するため、「児童福祉審議会」と「次世代育成支援推進協議会」を統合再編し、「福岡市こども・子育て審議会」を設置しました。この審議会は、学識経験者、子ども・子育て支援事業の従事者、子どもの保護者、子どもの育成に関わる団体の代表者、事業主の代表、労働者代表などで構成されています。

この審議会において、関係団体・機関などが協議し、連携しながら、計画を推進していきます。

●子ども行政の推進

子どもに関する施策は、保健福祉、教育、地域コミュニティ、住まいづくり・まちづくりなど、市政のさまざまな分野にわたっています。こども未来局と関係部署がしっかりと連携しながら、子どもに関する施策を総合的・計画的に推進します。

●地域での連携

地域社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくため、自治協議会をはじめ、自治会・町内会、公民館、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年育成連合会、子ども会育成連合会、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校、PTA、子育てサークルやボランティア、企業、NPO法人などが、相互に協力・連携しながら、地域における活動を推進していきます。

(2) 実施状況の点検・評価

毎年度、この計画に基づく施策の実施状況などを取りまとめ、「福岡市こども・子育て審議会」に報告し、同審議会において点検・評価を行います。審議会に報告した内容及び審議の内容、点検・評価の結果は、市のホームページに掲載し、公表します。

また、社会の状況の変化などに応じて、必要が生じた場合は、審議会に諮った上で、計画の見直しを行います。

第2章 計画各論

3つの基本目標について、それぞれ、「前計画での取組と成果」「現状と課題」「施策の方向」「成果指標」「事業目標」を記載するとともに、各施策の取組内容と主な事業を記載しています。

【成果指標】

- ・計画期間の最終年度である 2019（平成 31）年度を目標年次とし、それまでに達成すべき目標値を設定しています。

【事業目標】

- ・子ども・子育て支援法に基づく事業目標：
2019（平成 31）年度を目標年次とし、各年度の目標値を設定しています。
- ・福岡市が独自に定める事業目標：
2019（平成 31）年度までに達成すべき目標値を設定しています。

前計画での取組と成果

- 児童虐待に関する相談の増加に対応するため、「こども総合相談センター」（児童相談所）の体制強化や、「子ども家庭支援センター」の開設などによる休日・夜間の支援体制の充実に取り組みました。また、各区役所（保健福祉センター）での乳幼児健康診査の未受診児対策など、児童虐待の未然防止に取り組んできました。
- 虐待や経済的困難など、さまざまな事情により家庭で暮らせない子どもの養育（社会的養護）については、国の「里親委託ガイドライン」（平成 23 年 3 月）に「里親委託優先の原則」が明記されたことも踏まえ、里親制度の拡充やファミリーホームの増設を進めてきました。その結果、里親等への委託率は、政令指定都市で最も高い水準となっています。また、児童養護施設における専門的なケア機能の強化や、自立援助ホームの増設、退所児童のアフターケアなどにも取り組んできました。
- 障がい児施策については、東部療育センターを開所するなどの取組を進めてきました。
- 「不登校対応教員」やスクールソーシャルワーカーの増員、各学校の判断に応じた中学 1 年生での少人数学級の実施などに取り組んだ結果、不登校の児童生徒は減少しています。

現状と課題

- 児童虐待、ひきこもり、いじめ・不登校など、子どもに関する相談が数多く寄せられています。特に、児童虐待に関する相談件数は、2010（平成 22）年度をピークに緩やかに減少しているものの、依然として高い水準にあります。また、個々の相談の内容が複雑化、深刻化しており、長期の支援が必要となる傾向があります。
- 予期しない妊娠が児童虐待のリスク要因の一つとなっており、その対策が求められています。
- 社会的養護を必要とする子どもを家庭的な環境の中で養育するため、里親制度のさらなる拡充が求められています。
- 虐待や発達障がいなどによる二次障がいに対応するための専門的なケアが必要となっています。
- 「心身障がい福祉センター」などを新規に受診する障がい児が増加しています。特に、発達障がいに関する相談は、10 年前の約 3 倍に上っており、さらなる療育体制の整備が急務となっています。
- いじめの発生率は、国や県に比べて低い数値で推移してはいるものの、さらに対策を強化していく必要があります。
- 全国的に、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が増加しており、自立に向けた支援が求められています。
- 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもに対する教育や生活の支援が求められています。